

外国為替証拠金取引（積立 FX）約款

新旧対照表

新	旧
<p>外国為替証拠金取引（積立 FX）約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 本約款は、お客様と SBI FX トレード株式会社（以下「当社」といいます）との間で行なう外国為替証拠金取引（積立 FX）（以下「本取引」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取り決めです。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 本約款において「円時価評価額」とは、預託金残高と未決済建玉に係る損益評価額の合計額から出金依頼額を差し引いて算出したものをいいます。</p> <p>7 本約款において「値洗計算」とは、外国為替市場の実勢レートを用いて未決済建玉を評価し、<u>円時価評価額</u>を計算する作業をいいます。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>12 本約款において「証拠金維持率」とは、<u>円時価評価額</u>を未決済建玉に係る取引必要証拠金で除した割合をいいます。</p> <p>13 本約款において「再投資」とは、スワップポイントを利用して定期購入することをいいます。</p> <p>14 本約款において「分配」とは、スワップポイントをお客様が登録した金融機関へ出金することをいいます。</p>	<p>外国為替証拠金取引約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 本約款は、お客様と SBI FX トレード株式会社（以下「当社」といいます）との間で行なう外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取り決めです。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 本約款において「資産評価額」（又は「円時価評価額」とは、預託金残高と未決済建玉に係る損益評価額の合計額から出金依頼額を差し引いて算出したものをいいます。</p> <p>7 本約款において「値洗計算」とは、外国為替市場の実勢レートを用いて未決済建玉を評価し、<u>資産評価額</u>を計算する作業をいいます。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>12 本約款において「証拠金維持率」とは、<u>資産評価額</u>を未決済建玉に係る取引必要証拠金で除した割合をいいます。</p> <p>13 本約款において「再投資」とは、<u>「積立 FX」サービスにおいて</u>、スワップポイントを利用して定期購入することをいいます。</p> <p>14 本約款において「分配」とは、<u>「積立 FX」サービスにおいて</u>、スワップポイントをお客様が登録した金融機関へ出金することをいいます。</p>

(リスク及び自己責任の確認)

第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引(積立FX)の契約締結前交付書面」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。

①～⑩ (略)

2 (略)

第4条～第7条 (略)

(注文)

第8条 お客様は、本取引に係る売買注文を行なう際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。

① 通貨ペアの種類

② 売却、又は購入の区別

③ 注文数量

④ 注文の種類(執行条件、価格)

⑤ 注文の有効期限(定期購入申込の場合は不要)

⑥ その他当社が定める事項

2 (略)

3 お客様は、円時価評価額から次の各号に掲げる合計額を差し引いた額(以下「新規注文可能額」といいます)の範囲内において、前2項の注文を行なうことができ

(リスク及び自己責任の確認)

第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。

①～⑩ (略)

2 (略)

第4条～第7条 (略)

(注文)

第8条 お客様は、本取引に係る売買注文を行なう際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。

① 通貨ペアの種類

② 売り、又は買いの区別

③ (削除)

④ 取引数量(取引単位数)

⑤ 注文の種類

⑥ (削除)

⑦ (削除)

⑧ 注文の有効期限

⑨ その他当社が定める事項

2 (略)

3 お客様は、資産評価額から次の各号に掲げる合計額を差し引いた額(以下「新規注文可能額」といいます)の範囲内において、前2項の注文を行なうことができ

ることとします。

①未決済建玉に係る取引必要証拠金の額

②新規の未約定注文に係る取引必要証拠金の額及び当該取引に係る手数料相当額

4～10 (略)

第9条 (略)

(値洗計算)

第10条

1～2 (略)

3 当社は、お客様の円時価評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額に対して100%、又は所定のアラーム率に達した場合、当社の定める方法でお客様にその旨を通知するものとします。

4 (略)

第11条～第13条 (略)

(ロスカットルール)

第14条

1 (略)

2 当社は、お客様の円時価評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

(追加証拠金)

第15条 当社は、毎営業日建玉を有しているお客様に対し取引時間終了時点での

ることとします。

①未決済建玉に係る取引必要証拠金の額

②新規の未約定注文に係る取引必要証拠金の額及び当該取引に係る手数料相当額

4～10 (略)

第9条 (略)

(値洗計算)

第10条

1～2 (略)

3 当社は、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額に対して100%、又は所定のアラーム率に達した場合、当社の定める方法でお客様にその旨を通知するものとします。

4 (略)

第11条～第13条 (略)

(ロスカットルール)

第14条

1 (略)

2 当社は、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

(追加証拠金)

第15条 当社は、毎営業日建玉を有しているお客様に対し取引時間終了時点での

口座状況を確認し、同時点における円時価評価額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託するものとします。

2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（FX取引、オプションFX取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

3～4 （略）

5 当社は、お客様の円時価評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

（預託金残高の返還）

第16条

1～2 （略）

3 当社は、返還請求に基づく送金手続が完了するまでに、お客様の円時価評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当該送金手続を行わないことができるものとします。

第17条～第37条 （略）

（2022年2月施行）

口座状況を確認し、同時点における資産評価額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託するものとします。

2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（積立FX取引、オプションFX取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

3～4 （略）

5 当社は、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

（預託金残高の返還）

第16条

1～2 （略）

3 当社は、返還請求に基づく送金手続が完了するまでに、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当該送金手続を行わないことができるものとします。

第17条～第37条 （略）

（2021年9月施行）